平成２５年（フ）第６６号
高知市はりまや町１丁目５番21号
破産者　有限会社高知タワーパーキング
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８号
高知県高岡郡津野町杉ノ川字本川畑乙1034番地１
破産者　有限会社葉山ブロック
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１２７号
宮崎県都城市高城町桜木228番地８
破産者　株式会社野崎組
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３６１号
盛岡市盛岡駅前北通９番18―505号、旧住所岩手県久慈市田高１丁目69番地１
破産者　田中　昌之
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６９号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番１―605号、前住所相模原市南区相模大野６丁目22番21―1002号
破産者　荒井　和夫
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目６番23―102号
破産者　竹内　政史
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
北海道旭川市東旭川北１条１丁目10番５号
破産者　野崎　真吾
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県石巻市蛇田字東道下97番地　コンフォートＫ六番館101号室、住民票上の住所宮城県石巻市鹿又字梅木屋敷126番地
破産者　相澤　　純
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６２７号
埼玉県川越市大字的場2425番地４、開始決定時の住所埼玉県川越市霞ケ関北３丁目13番地47
破産者　中田志津恵
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９１号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目３番11―203号ヒルサイドテラス・鶴ヶ島
破産者　潮田　和典
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4096番地の１　ウインスメール101
破産者　大澤　昭雄
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０９号
静岡市駿河区大谷１丁目２番10―101号
破産者　山田ますみ
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８２号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目108番地　サンハウスあさひの７Ｃ
破産者　堤　　真二
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５４号
名古屋市守山区大牧町８番３号　グローリアス守山大牧町603号
破産者　伊藤いづみ
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
大津市和邇今宿870番地の１、前住所大津市今堅田３丁目12番45―1208号
破産者　ビューティサプライビューテックこと　芝田　時雄
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１９号
広島県廿日市市地御前北２丁目16番11号
破産者　重田　和之
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
広島県呉市本通４丁目９番13―701号
破産者　瀬古　茂子
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３４号
広島県呉市三条４丁目11番８―501号
破産者　瀬古　眞理
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５７号
広島県呉市安浦町水尻１丁目４番11―807号
破産者　寺尾　芳明
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部